

## 綾川町 骨髄移植ドナー支援 助成事業

**ドナーには  
最大14万円  
を助成**



**事業所には  
最大7万円  
を助成**

	ドナー（骨髄等提供者）	事業所
対象者	次の全てに該当する方を対象とします。 1. 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方または最終同意後に骨髄等の提供が中止になった方 2. 骨髄等提供完了日または最終同意日に綾川町内に住所があり、町税の滞納がない方	左記のドナーが骨髄等を提供するために、最初に通院した日から提供を完了した日までの間、引き続き雇用していた <u>県内に事務所を有する事業所</u> （国及び地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等国または地方公共団体が出資している法人を除く）
助成対象	次の骨髄等の提供のための通院または入院日 1. 健康診断や自己血貯血のための通院 2. 骨髄等採取のための入院 3. その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接 ※骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置において生じた健康被害のための通院・入院を除く。	当該ドナーが骨髄等の提供を行うため休業した日
助成額	通院または入院 <b>1日につき2万円</b> （1回の提供につき上限14万円）	休業日数 <b>1日につき1万円</b> （1回の提供につき上限7万円）
申請書類	1. 綾川町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） ※町ホームページからダウンロード可 2. 骨髄バンクが発行する骨髄等提供が完了したこと等を証明する書類または最終同意後に中止となったことを証明する書類 3. 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証） 4. 振込先口座がわかるものの写し（銀行名・支店・口座番号・口座名義人） ※ドナー本人名義の口座	1. 綾川町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第2号） ※町ホームページからダウンロード可 2. 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄提供の証明書の写し 3. 当該ドナーとの雇用関係を証明する書類 4. 振込先口座がわかるものの写し（銀行名・支店・口座番号・口座名義人） ※事業所名義の口座
申請方法	1. 申請期限 骨髄等の提供が完了した日から <u>90日以内</u> に上記申請書類を提出 2. 申請場所 綾川町国保総合保健施設綾南（えがお） 3. 申請後の流れ 町が審査・調査を実施し、交付決定（却下）通知書により申請者に通知します。決定された助成額を指定の口座にお振り込みします。	